

奨学のための給付金について

平成 26 年度以降の入学生で、保護者全員が市町村民税所得割額非課税の場合（年収の合計で概ね 250 万円未満が目安です）、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の「奨学のための給付金」が支給されます。

給付対象者

7 月 1 日時点で次の条件をすべて満たす方です。

- 平成 26 年度以降に高等学校及び高等専門学校に入学した生徒（1～3 年生に限る）の保護者（父母等）であること
- 島根県内に住所のある保護者（父母等）であること
※保護者（父母等）の住所が県外の場合は、住所地の都道府県へお問い合わせください。（書類の提出期限は県ごとに異なります。）
- 保護者（父母等）全員が市町村民税所得割額非課税であること
※保護者（父母等）の年収の合計で概ね 250 万円未満が目安です。

給付金額

口座振込により給付します。返済の必要はありません。

- ①生活保護受給世帯
国公立の場合 年額 32,300 円
- ②生活保護受給世帯以外の世帯の第 1 子
国公立の場合 年額 37,400 円
- ③生活保護受給世帯以外の世帯の第 2 子以降
国公立の場合 年額 129,700 円

<受給手続>

給付金を受けるためには、申請が必要です。

- 申請書類は、給付要件を満たす方に対して、9 月以降に学校から個別配布します。
- 申請にあたっては、健康保険証の写しなど給付要件を確認できる書類を提出していただきます。（申請書類は学校に提出します。）
- 給付時期は 11 月以降（年内）となる見込です。

（参考）島根県教育委員会ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/syuugaku-2/koukoukyuufukin.html>